

平成30年8月1日から 後期高齢者医療 保険証(被保険者証)が 新しくなります



◀ この保険証で診察を受けてください。

平成30年8月から、**高額医療費の上限額が変わります**

年収約370～1,160万円(課税所得145～689万円)の方はご注意ください!!

※年収は年金収入のみの方の金額

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は**必ず**、**市町村窓口にて、「限度額適用認定証」の交付を申請**してください。

※医療機関で「限度額適用認定証」が提示されない場合、支払額が高額になる場合があります。
(ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

<<お問い合わせ>>

お住まいの**市町村** 後期高齢者医療担当窓口

または、 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎ 029-309-1213